

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年4月24日

山口県知事様

提出者

住所 山口県下松市大字笠戸島29番地120

氏名 株式会社 新笠戸ドック

代表取締役社長 檜垣 幸人

電話番号 0833-52-0110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 新笠戸ドック
事業場の所在地	山口県下松市大字笠戸島29番地120
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	303：船舶製造・修理業
②事業の規模	製造品出荷額：38,143百万円
③従業員数	160人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃シンナー）	PCB汚染物
排 出 量	67t	28t

① 現状

(これまでに実施した取組)

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃シンナー）	PCB汚染物
排 出 量	80t	0t

②計画

(今後実施する予定の取組)

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
・密封保管している。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実施していない			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・予定なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

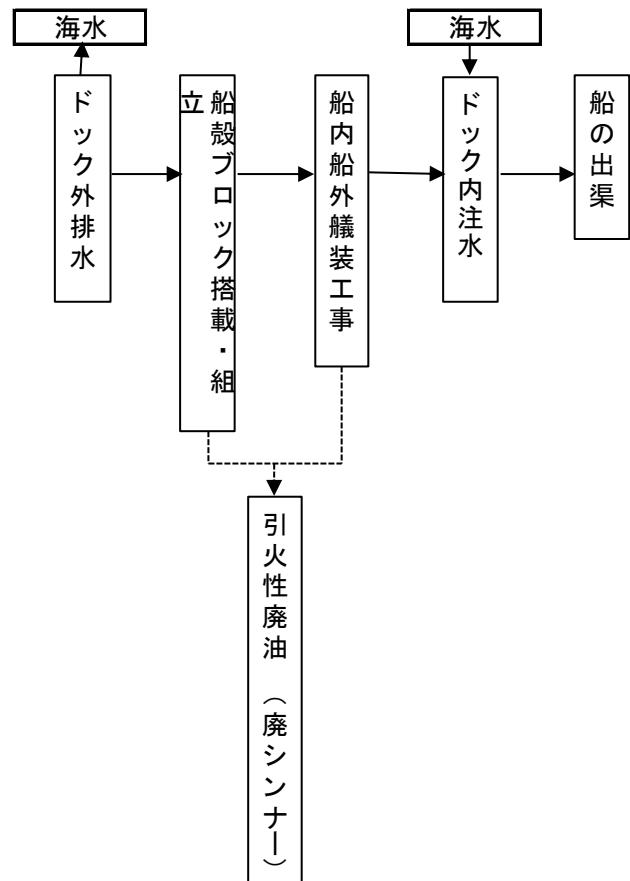
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃シンナー）	PCB汚染物
	全処理委託量	67t	28t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	67t	28t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準を順守できる産廃処理業者を選定しており、定期的に 処理状況の現地確認を行っている。		

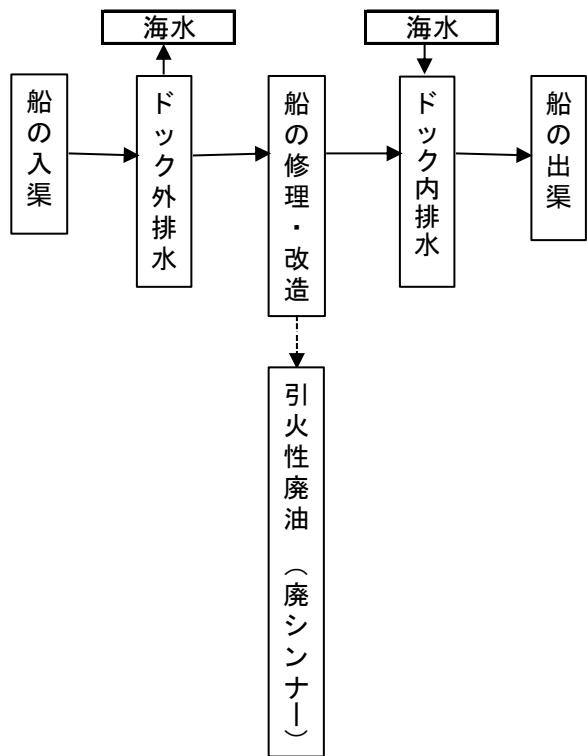
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃シンナー）	PCB汚染物
	全処理委託量	80t	0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	80t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の現地確認を行なう。		
	【前年度（平成6年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	95t	
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入については令和2年度から実施。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



新造船建造フローシート [No. 1]



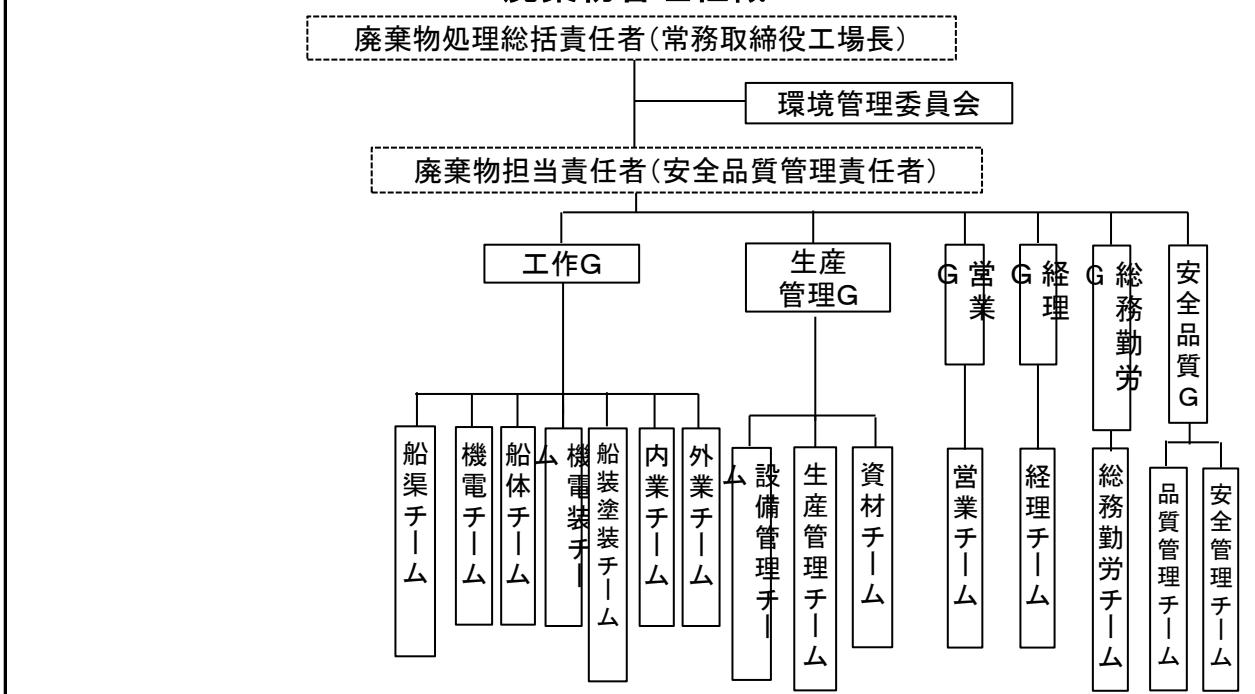
船舶修理・改造フローシート [No. 2]

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理体制図

総括責任者	職・氏名 : 常務取締役工場長
管理責任者	処理責任者 : 安全品質グループリーダー 技術管理者 : 設備管理チーム 事務局 : 安全品質グループ
役割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な 廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長一管理責任者 ・委員一関連部署部課長 ・事務局一環境安全G
	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	○廃棄物処理計画の策定…(責任者、各担当者、事務局) ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討…(責任者、各担当者) ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握…(責任者、各担当者) ○委託契約の締結…(責任者、各担当者) ○産業廃棄物管理票の交付・管理…(各担当者、事務局) ○監督官庁への各種報告…(事務局) ○社員、関連会社に対する教育・啓発…(各担当者、事務局) ○その他関連する事項…(事務局)

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

①管理体制（組織）

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための建設的な組織（環境管理委員会）を編成する。これには、社長の常時参加を図る。

(3) 教育

各部門は発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法等を整理し従業員等に定期的に教育を行う。

(4) 情報公開

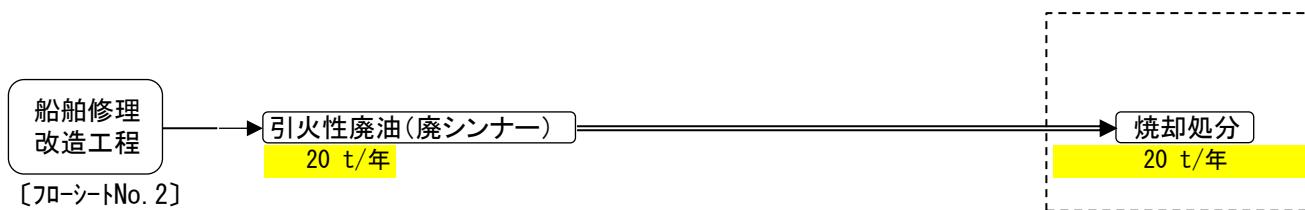
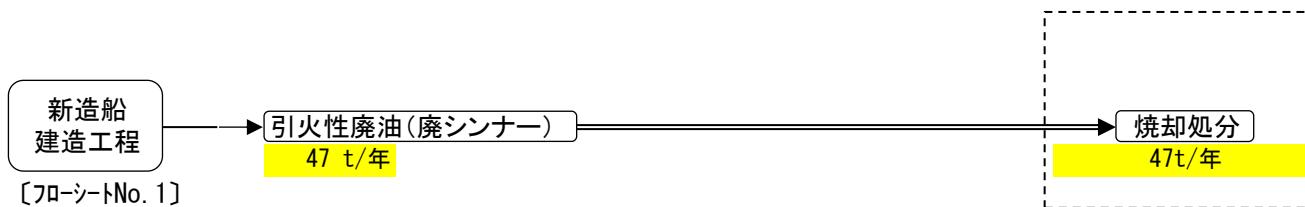
廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用について各部から要望があれば情報の公開に努める。

発生源

廃棄物

処理・処分

→ 廃棄物処理の流れ ----- 委託処理部分の範囲



※ PCBに関する産業廃棄物は今後発生しないと考えられるため、省略とする

廃棄物処理フロー図（現状）

多量排出事業者の特別産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	株式会社 新笠戸ドック		所在地(市町名)	下松市	事業の種類	船舶製造・修理業
-------------	-------------	--	----------	-----	-------	----------

(単位:トン)

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行 う 産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
特別管理産業廃棄物	廃油	67	80									64	80						64	80
	廃酸																			
	廃アルカリ																			
	感染性産業廃棄物																			
	PCB																			
	PCB汚染物	28	0																28	0
	PCB処理物																			
	廃石綿等																			
	有害産業廃棄物																			
計 (B)		95	80	0	0	0	0	0	0	0	0	64	80	0	0	0	0	0	92	80